

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

生涯学習とは、各個人が行う自学自習のみならず、社会教育や、学校教育において行われる多様な学習活動を含め、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、その生涯にわたって自主的、自発的に行うことを基本とした学習活動です。こうした活動は、学校や職場、社会教育施設¹等での意図的・組織的な学習活動として行われるだけでなく、市民の日常のスポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、さらには、ボランティア活動等の社会貢献活動でも行われ、その実践の場も、家庭や学校、職場から地域社会まで広範囲に及びます。

また、生涯学習は、一人ひとりの人生を、生きがいのある充実したものにすることでなく、学びを通して人と人がつながり、お互いに尊重しあい、交流を深めながら、成果を生かすしくみづくりを行うことによって、住みよい豊かな地域社会の構築に大きな役割を果たすことが期待されています。

本市は平成19年3月に「第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画（前期計画）」を策定、平成23年3月に「第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）」を策定し、生涯学習の推進に取り組んできました。

現在、少子高齢化の進行、地域社会の変容、市民のライフスタイルの変化等社会環境の変化に伴い、様々な課題が生じているとともに個々の価値観や学習ニーズについても多様化しています。

「第三次川越市生涯学習基本計画」は、これらの社会環境の変化やこれまでの取組を踏まえ、本市の生涯学習施策をより計画的に推進するための新たな指針として策定するものです。

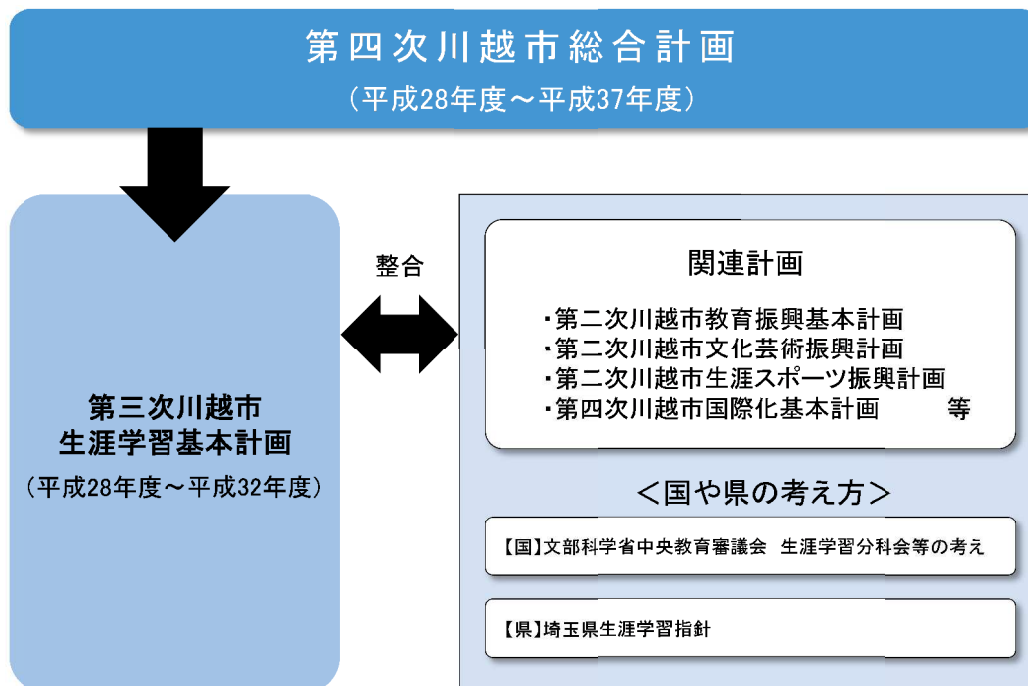
¹ 社会教育施設

市民のさまざまな学習活動を支援する恒常的な施設で、社会教育法では公民館・図書館・博物館などが挙げられている。

2 計画の位置付け

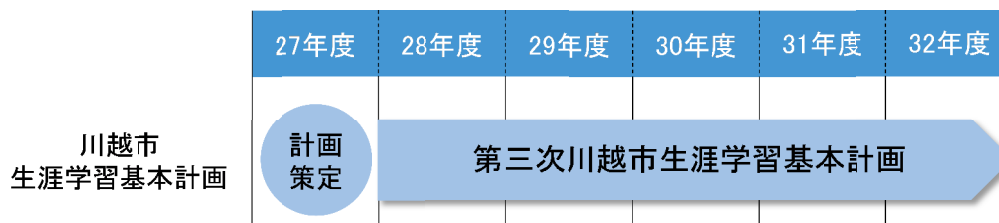
本計画は、「第四次川越市総合計画」を上位計画とし、生涯学習活動を推進するための計画です。

また、国や県の計画及び本市の関連計画と整合を持たせた計画とします。



3 計画の期間

本計画の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。



4 国・県における生涯学習の動向

(1) 国の動向

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会²は、平成20年に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」を答申し、地域の社会構造の変化や社会全体の変容に対応しうる総合的な知の創造の必要性や、国民一人ひとりの生涯を通じた学習への支援と社会全体の教育力の向上を目指し、人々の学習成果が新たに生み出されてくる学習需要と結びつけられることで活用されていく「知の循環型社会」の構築を提言しました。

また、国は平成25年に、「第2期教育振興基本計画」を策定し、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネット³の構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティ⁴の形成」の4つの基本的な方向性を示しました。

(2) 埼玉県の動向

埼玉県では国の「第2期教育振興基本計画」を受けて、平成26年に「第2期 生きる力と絆の埼玉県教育プラン-埼玉県教育振興基本計画-」を策定し、「生きる力を育て絆を深める埼玉教育」を基本理念に、5つの基本目標を掲げ、計画を推進しています。

また、生涯学習に関して、平成24年度埼玉県生涯学習審議会「埼玉県の生涯学習の推進方策について」の答申を踏まえ、従来の県行政主体の「計画」としてではなく、その方策や重点的に支援する分野等を明らかにする「生涯学習推進指針」を平成25年3月に策定しました。10年先を見据えた埼玉県の目指す生涯学習社会を「学び合い、共に支える社会」とし、「学びを支える」「学び合いを支える」「学びの成果の活用を支える」ことを、生涯学習推進指針としています。

² 中央教育審議会

教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、およびこれらの事項に関して文部科学大臣に建議する審議会。

³ 学びのセーフティネット

意欲と能力のある者が安心して学習できる環境を整備すること。

⁴ コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。